様式第1号(第3条関係)

【公開用】

【足立区地域自立支援協議会権利擁護部会】会議概要

	[
会議名	令和5年度 第3回 【足立区地域自立支援協議会権利擁護部会】
事務局	福祉部 障がい福祉課
	衛生部 中央本町地域・保健総合支援課
開催年月日	令和6年2月7日(水)
開催時間	14時00分 ~ 16時00分
開催場所	障がい福祉センターあしすと 5階ホール
出席者	別紙のとおり
欠 席 者	別紙のとおり
会議次第	1 開会あいさつ 2 議事 (1)合理的配慮等の提供について〜事例動画を見ながら考える〜 (2)小中学校での障がい理解に関する授業の実施について(報告) (3)成年後見制度利用促進についての取組みについて(報告) 3 事務連絡 (1)来年度の開催予定 (2)その他
資 料	1 第3回権利擁護部会 次第 2 障がい者理解・啓発授業の実施について【資料1】 3 成年後見制度利用促進について【資料2】 4 令和5年10月16日(月)から障害者差別に関する相談窓口の試 行事業「つなぐ窓口」がスタート!
その他	公開状況:公開 傍聴:なし

様式第2号(第3条関係)

(協議経過)

○小川事務局員

第3回権利擁護部会を始めさせていただきます。本日はお忙しい中、ご参加いただきまして、ありがとうございます。本日、司会を務めさせていただきます、障がい福祉課虐待防止・権利擁護担当の小川です。よろしくお願いいたします。

今年度最後の部会となりますので、皆さまから活発なお話をいただきたいと思っています。

早速ですが、本日の配布資料を確認させていただきます。次第と資料1~2、内閣府が出している「障害者差別に関する相談窓口の試行事業「つなぐ窓口」がスタート!」というチラシを配布しております。皆さまお手元にありますでしょうか。

それでは、次第にそって進行させていただきます。障がい福祉課長の日吉ですが、前の予定が遅れており、途中からの参加となるため、中央本町地域・保健総合支援課長の秦より開会のあいさつをさせていただきます。

1 開会あいさつ

○秦委員

皆さま、こんにちは。中央本町地域・保 健総合支援課長の秦です。

本日はご多忙の中、お越しいただきまして、ありがとうございます。

権利擁護部会は、障がい者の権利擁護の 推進と障がい者の差別解消について検討す る場となっております。様々なご意見をい ただきまして、活発な意見交換ができれば と思っておりますので、よろしくお願いい たします。

○小川事務局員

本日の部会では、会議内容および発言者 名等を議事録として、後日、足立区のホームページで公開する予定です。そのため、 議事の内容を録音させていただいておりま すので、ご了承ください。また、議事録作 成のため、ご発言の前にお名前を仰ってい ただきますようお願いいたします。

それでは議事に移ります。ここからの議事については、山本部会長に進行していただきます。よろしくお願いいたします。

2 議事

(1) 合理的配慮等の提供について~事例 動画を見ながら考える~

○山本部会長

権利擁護センターあだちの山本です。

今年度3回目ということで、皆さまお集まりいただきましてありがとうございます。今日の議事としては次第にありますとおり(1)~(3)まであります。(1)をメインに時間を取って、皆さまよりご意見をいただきながら考えていければと思っております。

早速ですが、(1)合理的配慮等の提供について、から始めていきたいと思います。第2回権利擁護部会の中で、手をつなぐ親の会の佐藤委員と肢体不自由児者父母の会の鈴木委員から、それぞれ障がいをお持ちの方が日常生活を送る上での具体的な事例をご紹介いただきました。

例えば、佐藤委員からは、スポーツクラブに入会を希望したところ、実際はお一人で参加できる方なのに、スポーツクラブのスタッフの方より介助者を付けるよう言われたうえ、介助者の分の入会費も求められ、入会を諦めたという話がありました。一方で、感覚過敏で大きな音が苦手な方でもスポーツ観戦を楽しめるよう、スタジアムの中にセンサリールームが設置され、楽しめる環境が一部整備されてきているということもご紹介いただきました。

鈴木委員からもたくさんご紹介いただき ました。車椅子の方と外出する際に、エレ ベーターや多機能トイレを利用するのにか なり時間がかかってしまったという話があ りました。また、あいのわ福祉会の職員の 方に取ったアンケートで、利用者の方と外 出する時は事前に下見を行って、食事の提 供場所を確認したり、再調理を行う場所が あるのかや別行動をとる際のルートの確認 など、入念な準備をして外出のイベントを 実施されているということをご紹介いただ きました。合理的配慮を皆さんに広げてい くにはどうしたら良いかという点で一つの 例題になると思いますが、多機能トイレが 空かずに20分くらい待っていたら中から 女子高生が4~5人出てきたというエピソ ードも紹介していただきました。本来、多 機能トイレは利用する必要がある方向けの

ものであるはずなのに、女子高生が4~5 人たむろしていたということです。今年の 4月から合理的配慮が事業者に義務化され るということで、事業者に広めていく取組 みが必要ですが、その先に、一般の人たち にもどのように落とし込んでいけるかとい うことが、足立区のみならず色々なところ で課題になってくると思います。

権利擁護部会でそれを一発で解決できるような具体的な取組みができるかというと、それはなかなか難しいと思っています。ここにお集まりの皆さまは、ある程度障がい理解のある方ですが、そうでない一般の方との理解の差はとても大きいと思います。その差を埋めていくためにどのようなことをやっていったら良いかということを検討していくことが必要だと感じました。

前回の佐藤委員と鈴木委員からご報告いただいた事例は議事録にもおそらく載っていると思いますので、それも踏まえつつ、本日は内閣府が作成している、合理的配慮が必要な事例の紹介動画をご覧いただいて、少し皆さまから感想等をいただけたらと思っております。動画は30分ほどになりますので、よろしくお願いいたします。

一動画視聴—

○山本部会長

肢体不自由、知的障がい、精神障がい、 聴覚障がい、内部障がいといった障がいの 特性、種別ごとの合理的配慮の事例をご覧 いただきました。大変わかりやすく、内容 としては初級編という感じでした。それぞ れの障がいの特性を理解した上でまとめら れた動画だと思いますが、お店や事業者が これにそって対応していくには個別性が高 いと思います。実際は、このようにスムー ズにいく場合よりも、ハードルの高さを感 じる場合が多いのかなと感じました。しか し、4月からは義務化されますので、過重 な負担がないレベルで合理的配慮をしてい ただける事業者が一つでも増えていくよう に、啓発を含めた取組みをやっていく必要 があるのではないかと感じます。

動画をご覧いただいた感想等ありました らお伺いしたいと思います。また、この部 会には様々な立場、施設や作業所、相談機 関、保護者やご家族の方もいらっしゃいます。それぞれの所属で既に何か障がい者理解の促進や合理的配慮の取組み等を行っていることがあれば、または今後取組んでいこうと思っていることがあれば、あわせてご紹介いただければと思います。

○佐藤委員

手をつなぐ親の会の佐藤です。

動画は突っ込みどころ満載だと思って見ていました。個別性があるので、そこはしっかり確認する必要があるだろうと思います。視覚障がいの方が出てこなかったですが、別のバージョンがあるのでしょうか。視覚障がいの方々が嫌な思いをするだろうなと思いました。

動画の内容についてですが、店員さんが 車椅子をさっと畳んで運んでいましたが、 車椅子の扱いは日頃からやっていなと思うので、すごいなと思うので、すごいなと思うので、すごいなと思いました。 コンビニの店員さんを教育して対応されていましたが、ある程度店員さんを教育してよりというお願いに対応できまれていましたが、ある程度店も難しいと思いましたが店内を走っておいまた。また、知的障がいは本当に人にておいまた。また、知りでもが店内を走ってにいました。 様々ですが、お母さんはまず捕まえにいるでしまいました。 思って思いました。

東京都福祉局でも障害者理解研修をオンラインで事業所向けにやっていましたが、あまり参加されていないようでした。東京都育成会のお母さんたちが講師役をやっていて、3回くらいやっているのですが、ほとんど身内の参加という感じでした。実際の一般の事業所に参加してもらえるような広報ができないのかなと思いました。また、足立区でもそのような機会を設けても良いと思いました。

○山本部会長

動画はおそらくかなり初級編という形で作られていて、一般の方が見ても理解できるように作られていると思います。実際はそうじゃないよというところも、もしかしたらあると思います。

○鈴木委員

肢体不自由児者父母の会の鈴木です。

最初の肢体不自由の方がお寿司屋さんで 車椅子から椅子に移乗する場面で、車椅子 を畳む時に介助者が何もしないことはあり 得ないと思いました。介助者が車椅子を畳 んで、どこに置いたら良いですかと聞い て、介助者が持って行くものだろうと感じ ました。私自身は見ているだけということ はしませんし、もし、お店の方がご厚意で 車椅子を移動していただいたのなら「あり がとうございます」とお礼は必ず言いま す。

また、コンビニで肢体不自由な方が現金 で支払うという場面については、たぶん自 分でしっかり出したいという気持ちはある と思うのですが、後ろに並ばれるというこ とで、私の息子は nanaco にチャージをして います。昼休憩中に通所施設のお隣にある ドラッグストアに飲み物を買いに行く時に は、巾着の中にお財布や nanaco カード等全 て入れておいて、お店の方にその巾着を渡 しています。チャージする時は、お財布か ら千円出していただいて、チャージしてお 支払いをしています。息子の場合は時間が かかって焦ってしまうということが分かっ ているので、どなたが担当でもやってくだ さるそうです。たまたま施設の支援員さん と買い物が一緒だった時に「自分で出さな いの?」と聞かれた時には、お店の方が 「鈴木さんは特別」と笑顔で対応してくだ さったそうです。毎回少しの時間ですが、 店員さんとのやりとりを楽しそうに聞くた びに、お店の方々に大変感謝しておりま す。

また、聴覚障がいの方で、ご飯ができた 時にわからないからカウンターの近くに座 ってもらうという場面がありました。確か に車椅子の場合、フードコートとかではを を探しにくいです。障がいの子だけを待た せてご飯を取りに行くとことは結構不安した せてご飯を取りに行くとことは結構不りした あるので、カウンターの近くや出入りただ あると、外食しやすくなると思います。 でいることが多いので、合理的配慮を いただけると助かると思いました。

代筆の件は、立ち会うとOKなんだと勉強になりました。

○山本部会長

合理的配慮を一方的に求めるのも、ちょっと話がちがうのではないかというご意見がありました。介助の方がここまでやるから、ここから先はお願いしますというように、実際の場面ではお互いの歩み寄りが必要になります。

また、カウンターに近い席というところでは、ハード面の合理的配慮という部分になります。それが過重な負担のない範囲でできるのかということは事業者側の判断になってしまいますが、できるだけ使いやすい形で整っているということが理想だと思います。

○小川事務局員

障がい福祉課の小川です。

佐藤委員よりご指摘のあった視覚障がいの方に関する動画についてですが、今回は時間の都合で割愛させていただきました。申し訳ありません。

佐藤委員や鈴木委員が仰ったような動画 の内容に関するご指摘は絶対あるだろうと 感じていたところです。ただ、前回お二人 のお話を聞いた時に、私たちのように普段 障がいの方と関わっている人間は分かるけ ど、関わっていないと分からなかったり、 気づかなかったりするような部分も多いだ ろうと思いました。その差をどのように埋 めていったら良いかを考えないといけない と、事務局の中で議論となりました。確か にこの動画では、そんなにスムーズにいか ないよという部分がありますが、障がいの 方と関わったことがない人からすると、そ れさえも新鮮にうつる可能性があると思い ます。そのような方たちに対して、私たち がどのように理解いただけるようしていく かということが課題だと考えています。そ ういう意味では、障がいの方と関わったこ とがない人たちのスタートのハードルを下 げることも必要ではないかと思います。そ のあたりを皆さんはどのようにお考えなの か、また、あまり障がいの方と関わってい ない委員の方はこの動画をどのように感じ たのか、ということもこの場で議論できれ ばと思います。

○山本部会長

ギャップをどのように小さくしていくかということでした。いきなり100%を求めても、なかなかハードルが高いという現状があると思います。ハードルを下げつつ、でもその理解を得て、配慮の動きを取ってもらうためにどうしたら良いかというところがポイントになると思います。

○吉田委員

花畑共同作業所の吉田です。

動画を見ていて、事業者の方から見ると、少し面倒くさいなとか、何でも全部対応しないといけないのかなという感じに見えるのではないかと思いました。先ほど仰られていたように、実際の場面はスムーズにいかないし、空いているスペースに車椅子を置くということだけでも合理的配慮になりますよというように、もっともっとハードルを下げて、わかりやすく簡単なことで示した方が、事業者の方たちは取り入れやすいかなと感じました。

○山本部会長

ハードルを下げるための一つのご意見でした。動画のような対応をしている優良なお店が区内にたくさんあるかと言われると、そういうわけでもないと思います。できる範囲で合理的配慮を尽くしていただく、過重な負担にならない程度でやっていくことが必要なんだということを伝えていくということでした。

色々とご意見いただいた中で、権利擁護 部会の中で何か取組んでいくことができれ ばと思います。このようなことをやったら 良いのではないかというようなアイデアが あればお伺いしたいです。チラシを作ると か、啓発のイベントをやるということも必 要だと思いますが、合理的配慮を求める前 段階で、障がいの特性を理解していただく ような活動も必要があると考えています。 既にそうした取組みを、皆さまのところで やっていたら教えていただきたいです。

○佐藤委員

希望の苑の佐藤です。

コロナ禍前は、障がい者の方と小学校へ 出向いて、車椅子の方でしたが、ご自身が お話されて、このようなお手伝いをしてく れると助かりますというお話をさせていた だきました。コロナ禍となって、地域との 交流が途絶えてしまいましたが、最近になって法人として、地域の方にチラシを配っ て、障がいを理解してもらう取組みをして います。ただ、そんなに人数は来てくださらないので、地道な活動をやっているところです。

話が戻ってしまいますが、先ほどの動画を見てくださいというような周知やアナウンスはどのようにやられているのでしょうか。本来必要な事業者、飲食店、商店街等に対してしっかりとアナウンスを行うことで、もっと理解が深まれば良いなと思いました。

私たちがファミレスに行く時に、利用者さんは時間がかかってしまうので、事前にメニュー表を貸してくださいとお願いすると、親切に貸してくださいます。少しずつ理解して、配慮していただいていると思います。ある寿司屋さんでは、エレベーターがないので業務用のエレベーターで良いですか、と言っていただきました。全部が全部は難しいですが、配慮が進んでいるという一面もあると感じています。

○山本部会長

コロナ前にそのような取組みをされていたということでした。それぞれの中で活動を少しでもできると、延長線上で障がい理解につながったり、合理的配慮にもつながると感じました。

事前に行った事務局との打ち合わせで は、各施設の利用者さんと外に出を使えて トランに行ってみたり、交通機関を使業と 外出してみることを委員の皆様にごがります。 外出してみることを委員の皆様学があれる。 来年度、そのような取組み応だがあれた。 実際に現場に行ってどんな反応とを を検証して振りななことを を検証して振りななことを を対して振りなないかがあるとと でつるところがあるかなと思います。

○吉田委員

花畑共同作業所の吉田です。

検証は良いと思いますが、区役所の上のレストランは皆さん経験があるのかなと思いました。区役所は障がいの方も来るところなので対応もできると思いますし、スペースも広いです。ファミリーレストランや駅等でまだ足りないところはたくさんあると思います。障がいを持った方が行きにくい場所や行かないお店の方が検証になるし、改善を求めることができると思います。

今後、事業者の方々にこの動画などを見ていただくということですが、障がいの方とですが、障がいないととが求められるか、どう答えて良いかわ店とが求められるか、どう答えて良いかお店などで働いている皆さんは、マニュアルがはいた動けなかったり、自分で判断して、いと動けなかったり、自分と思うのはは、このようなお願いをされた時はにのようなお願いをされた時はではどうしますか、というような一歩手前のご案内をこちらで少し提供できればやいのではないかと思います。

○山本部会長

確かにソラノシタは慣れているかもしれないですね。区役所や権利擁護部会がお店などの事業者に対して改善を求めることは難しいですが、こんな対応の仕方がありますというQ&Aのようなものを作ってみるという一つの案でした。それを実際に確認するためには、表に出て検証するということが必要になるかもしれません。

○佐藤委員

手をつなぐ親の会の佐藤です。

検証というのは、このメンバーでやるということでしょうか。事業所の利用者さんを連れて一緒に行ってみるという話なのでしょうか。

○山本部会長

今の段階でこうしていきますというような方向性を決めることは難しいので、どのようなやり方ができるのかという点も含めて、今後事務局と打合せをしていきたいです。少なくとも、今日の時点では、一つの案という程度に捉えていただければと思い

ます。あだちの里さんでは過去にそのような取組みをされていたということなので、その点も参考にしつつ、また改めてお話できればと思います。よろしくお願いします。

○小川事務局員

障がい福祉課の小川です。

先ほどお話があったような、動画を見て くださいという取組み等、なかなか積極的 にはできていないというのが現状です。そ のようなことも含めて取組んでいかなけれ ばならないと考えています。また、合理的 配慮の義務化といっても、色々なことが同 時に進んではいかないと思いますので、権 利擁護部会として地道に毎年発信し続ける ことが必要だろうと思います。それを抽象 的ではなく、具体的に発信できないかと考 えています。取組みのスピードは遅いかも しれませんが、すぐに皆さんに伝わるもの でもないので、まずは来年度に向けて具体 的な提案をしていければと思います。一方 で、どういうものを目指していくのかとい うことも考えなくてはいけないと思いま す。障がいを持っている方たちが日常生活 の中で、足立区では合理的配慮がされてき たよねと思える方向にどうやって持って行 くかということが大きなテーマになると思 います。権利擁護部会は活動体ではないで すが、どのようにしたら具体的に取組みを 進めていけるのかということについて、ご 提案できるようしたいです。吉田委員のご 提案はすごくおもしろいなと思いました し、この部会で取扱うことができるかもし れないと感じました。いずれにしても、こ うしたご意見を受け止めながら、検討を進 めていきたいと思います。

○山本部会長

実際に合理的配慮がなされていることが 実感できるようになるところが目標という ことで、それに近づくために具体的な取組 みの検討ができればと思っています。この 件については、来年度引き続き議論できれ ばと思います。

(2) 小中学校での障がい理解に関する授業の実施について (報告)

○山本部会長

それでは、次第(2)について、事務局 よりご説明をお願いいたします。

○二見事務局員

資料1をご覧ください。

障がい者理解・啓発は子どもだけを対象にしているわけではなく、差別解消もそそのですが、区役所の様々なところで研修等を開催しています。しかし、コロナの影響であり、現在は内部向けの研修しかできているが、区役所には毎年100人では現代です。区役所には毎年100人では対してするが表別採用職員向けのうちの1コマとででありまるのがということでででありまる。また、ボランティアサークルや町とのはは対する理解ということやかでで会の関値に対する理解ということやからででありまるので、地域の方から障がい者理解にないます。

そうしたなかで、未来を担う子どもたちに障がいや差別解消を理解してもらうことが一番良いだろうと、また、そのような世界があるということを早いうちに知っていることで、人材育成や人材確保につながららことで、人材育成や人材確保につながったら良いという壮大な目論見をもっって対しまずましたが、令和3年度くらいから少しずつ形になってきた部分をご紹介します。

まず、令和3年度の実施内容ということ で、3つ学校名が書いてありますが、実質 的にできたのは東綾瀬中学校だけでした。 東京都が指定している人権尊重教育推進指 定校が足立区内に3校あり、それが東綾瀬 中学校、鹿浜菜の花中学校、本木小学校で す。鹿浜菜の花中学校と本木小学校にはD VDをお貸しして見ていただいたり、啓発 リーフレットを配って、それぞれの学校の 授業で使っていただくという形で実施しま した。東綾瀬中学校では、全校生徒1~3 年生までの通常学級と特別支援学級を対象 に、校内放送を使う形で、視聴覚室のよう なところでパソコンに向かって、画像を写 したりしながら話しました。それが学校の 全クラスのテレビ画面に流れるという形 で、全校生徒を対象に授業をさせていただ きました。その前段として、国が作ったD

VDで障がい理解、合理的配慮について小 学校高学年くらいなら理解できる感じの映 像作品がありますので、それを見ていただ いて、そのあとに私の方から様々な障がい に対する考え方を紹介させていただきまし た。東綾瀬中学校の生徒さんからは、たく さん感想をいただきました。「人は皆違う ものなので、個性を認め合い、差別の無い 世界にしていきたいと思いました」、「私 のまわりにも何人か障がいをもった人がい るけど、どうサポートしていいのか、どう 接すればいいのか分からなかったけど、今 日教えてもらったことや、パンフレットに のっていたことを参考にしてみたいと思い ました」、「視覚、聴覚、精神、肢体など の障がいがあるのは知っていたけれど、内 部障がいは知りませんでした」等、本当に たくさんのご意見をいただいたところで

もっとこのような機会を作っていかなけ ればいけないなということで、毎年小学校 や中学校の校長先生の会議に、このような 実践をやっていて非常に好評を得ているの でぜひお時間くださいというPRをさせて いただいています。現在、学校の授業を組 むのが大変だったり、学級閉鎖、学校閉鎖 になってしまって多くの取組みができない 状況ではありますが、令和4年度は2校で 実施しました。花畑小学校3年生は2クラ スありましたが、学校の方でDVDを見て いただき、啓発リーフレットも配布して、 私が実際に出かけていって、障がい理解の 話と車椅子の乗車・介護体験を行いまし た。小学生は車椅子体験が盛り上がるの で、車椅子を何台か運んで、何人かのグル ープで体験してもらうということをやりま した。梅島第一小学校4年生は3クラスあ りました。こちらはDVDを見ていただく 時間はなかったのですが、啓発リーフレッ トの配布、障がい者理解の説明と車椅子乗 車・介護体験を行いました。

今年度はまだ西新井小学校でしか実施できていません。3年生にDVDを見ていただいたあとに、障がい者理解の説明と車椅子乗車・介護体験の授業をさせていただいております。小学生からはとてもかわいい感想をたくさんいただいて、「障がいは不便です。でも不幸ではありません。という言葉の意味が分かった気がします」、「車

いす体験が一番心に残りました」という感想をいただきました。

小学生にどのようなものを見てもらって、どのような話をしているのかを簡単にご紹介させていただきます。

共に生きる社会を目指してということでお話をさせていただきます。障がいに関してどのようなイメージを持っているかということで、写真等を使いながら、肢体不自由、聴覚障がい、視覚障がい等、ビジュアルで訴えたりしています。

そもそも障がいがあるとかないとかって どういうことかというところで、アフリカ 原住民の皆さんはとても視力が良く、生活 する上で必要なので、日本の視力で6.0 とか7. 0あります。でもサンコンさんは 日本で仕事をしているうちに目が悪くなっ ちゃいましたという話をします。映画のワ ンシーンで腕を切られてしまっても、未来 になればこのような腕をつければ何不自由 なく暮らせるようになります。そうなった ら障がい者という概念、考え方自体が世の 中から障がい者がいなくなってしまうので はないか、そういう未来が来るかもしれま せん。つまり、住んでいる環境によって、 または文明の発達の度合いによって変わっ てくるものです。君たちは日本に生まれて いるから、視力が悪かったら眼鏡をかけれ ば良いけど、アフリカに生まれていたらも しかしたら障がい者と言われてしまうかも しれないよねという話を子ども向けにして います。中学生にも基本は同じ話をしまし た。

また、ノーマライゼーションも考えてほ しいということで、バービー人形を使って 説明しています。アメリカのマテル社は、 バービーちゃんのお友達で車椅子に乗って いるベッキーちゃんやファッショニスタち やんを一般のお店で売っています。買うと 車椅子だけでなくスロープがついてます。 また、義足の女の子もいます。日本のリカ ちゃん人形ではありえない世界だと思いま す。そのあたりはなかなか難しいですが、 いろんな肌の色の人がいて、障がいがある 人がそこにいるのが当たり前だというのが ノーマライゼーションですと説明していま す。マテル社はこの理念に基づいて、車椅 子に乗ったお友達をおもちゃ屋さんで売っ ています。ただ、残念だったのは、バービ

ーのドリームハウスというおもちゃです。 日本でいうリカちゃんハウスなのですが、 よく見ると、ホームエレベーターがついて います。バービーちゃんに障がいがあるわ けではなく、もともと売っていたドリーム ハウスにはこのようなものはついていませ んでした。たまたまアメリカで車椅子に乗 ったベッキーちゃんを買った女の子が、持 っているバービーちゃんのお家に招待した ら、そもそも玄関がバリアフリーになって いなかったので車椅子のまま入れませんで した。さらに、バービーちゃんの部屋は最 上階にあって、ベッキーちゃんが遊びに来 た時に階段しかないので上がれませんでし た。何とかしてもらえませんかという手紙 をマテル社に送ったそうです。マテル社は それまで意気揚々と、ベッキーちゃんを売 り出して、うちは多様性に配慮していると 自慢していましたが、とんだところで足元 をすくわれて、慌ててドリームハウスにホ ームエレベーターをつけたという話をする と、小学生にはウケが良いです。

実際に足立区で暮らしている人はどのく らいいるのかという話や、小学生に合理的 配慮を色々伝えても難しいので、共に生き る社会を目指してということでユニバーサ ルデザインの話をします。聴覚障がい者向 けに災害時には常に文字情報が出てくるよ うになっています。また、これは目が見え なくても遊べるルービックキューブです。 シャンプー、コンディショナー、ボディー ソープを視覚に障がいがあっても区別する ボトル、電車のホームドアは車椅子の方の 転落防止等、こういうものは誰かのために ではなくて、これがあることでみんなが使 いやすくなる、そういうユニバーサルデザ インという考え方が今広く浸透しているの で、このあと自由学習で取り入れてみてく ださいという話をさせていただきます。そ のあと感想を聞いて、という授業をやりま した。

授業の1時間1コマをもらえると、最初20分くらいでDVDを見てもらって、残りの25分くらいで車椅子体験をやったり、時間があればDVDを見てもらったあとにこの話をして、それから車椅子体験をやって2コマ使わせてもらったりします。そのような形で啓発授業を実施しております。引き続き来年度以降も色々な体制を組

みながら、学校をまわりたいと思っています。

また、足立区役所のスポーツ振興課も小学校全校を対象にパラスポーツの体験教室というものを、委託事業者の東京ヴェルはまると一緒に取り組んでいます。やならと一緒に取り組んでいます。やを立ったが、ルー、視覚障・エッチャングバレー、視覚障・エッチャングが関節がいまからで、がででででで、できるといいで、といけるよう相談しているところです。

○山本部会長

ただいまのご説明について、ご質問等ありますでしょうか。

私の感想になりますが、子どもの頃から 教育の中に取り入れて、伝えていくという ことはとても大切だなと感じました。自分 が小・中学生の頃はこのような授業なかっ たと思います。今のお子さんは総合学習の 時間とかに色々な情報や機会にアクセスす ることができるようになっているので、そ のうちの1つに障がい理解に関する内容も 組み入れることで、将来的に障がいを理解 できるとか、合理的配慮につながれば良い なと思いました。

○成田委員

ピアサポーターの成田です。

障がい者理解・啓発授業の実施について、リーフレット配布やDVDの視聴をやられたそうですが、それを障がい者側で見ることとか、リーフレットをもらうことはできるのでしょうか。

○二見事務局員

共に生きる社会を目指してという名前の リーフレットになります。障がい別に、肢 体不自由、聴覚、視覚、知的、発達、精 神、内部という形で、それぞれの障がいが どのような困りごとがあって、それに対し てこのように支援してくれたら良いですよ ということが簡潔にまとめられています。 お話いただければ提供することができます。

動画は内閣府が作ったもので、DVDを 区の方で何枚か購入して、必要がある時に は貸出をしているものです。

(3)成年後見制度利用促進についての取 組みについて(報告)

○山本部会長

それでは(3)にうつります。権利擁護部会は、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の取組みと、もう1つ成年後見制度の利用促進についてもテーマになっています。足立区の取組みについて、今年度いくつか実施してまいりましたので、そこについてご報告いただきたいと思います。

○田口事務局員

中央本町地域・保健総合支援課精神保健 係の田口です。

資料2の1をご覧ください。精神障がい 者への取組みについて説明します。

精神障がい者関連の成年後見制度の利用を促進するための小規模講座を毎年2~3回実施しています。今年度は相談支援専門員の方々、親族の方々向けの講座という形で2つ行わせていただきました。

1つ目の相談支援専門員の向けの成年後 見制度講座ですが、あしすとで「相談支援 ネットワーク」という会議を年に何回もや っているのですが、その会議の中に入れを 世ていただいて、共催という形で成年後見 制度の講座を行いました。ネットワークに ご参加いただいた相談支援専門員が対象 で、11月24日に16事業所31名にご 参加いただきました。講師は社会福祉士で ある、ぱあとなあ東京の福田先生をお招も しました。福田先生は精神保健福祉士でも あり、相談支援専門員として動いていたこ ともございますので、とても理解のあるお 話をいただきました。

2つ目の親族向け講座も、同じ福田先生に来ていただいて、1月19日にお話をいただきました。福田先生のご家族で精神障がいをお持ちの方がいらっしゃって、ご家族のお気持ちを持ちながら、制度の概要と事例を踏まえながらお話いただきました。20名の参加がありました。

事例があったのでとてもイメージしやす

くわかりやすかったという感想をいただいたり、相談支援専門員の方々からは、ご家族から成年後見制度について聞かれることが増えてきた、あるいは、今後必要になってきそうなご家族がいたので良かったという感想がありました。制度理解だけでなく、その前提である意思決定支援の大切さについて改めて考えることができました、という感想もあって、講座の開催ができて本当に良かったと思いました。

○山本部会長

私も親族向けの講座に事務局として一緒に参加させていただいて、福田先生の話を聞かせていただきました。ご家族の立場でもありながら、専門職として従事して、後見活動をやっていらっしゃいます。成年後見制度と切り離してはいけない意思決定支援についても講義の中で言及していただいて、わかりやすいお話をしていただきました。

○小川事務局員

障がい福祉課の小川です。

知的障がい者への取組みについて、前期の取組みは前回ご説明させていただきました。第2回権利擁護部会以降にいくつか動きがありましたのでご報告します。

1つ目、権利擁護支援及び成年後見制度 活用に関する勉強会ということで、12月 15日に花畑あかしあ園という生活介護の 通所施設の職員さん向けにお話しをしてき ました。今年度の6月にあいのわ福祉会の 施設長さん、主任さん向けに司法書士の先 生から成年後見制度と権利擁護支援という テーマで講演をしていただきました。あい のわ福祉会と協力しながら、利用促進の話 をしていますが、あいのわ福祉会としては 施設長や主任レベルの人たちが理解した上 で、一般の職員にも広げて、利用者やご家 族につながるような取組みをしていきたい というお話がありました。全体のところ で、まず、6月に管理職の方向けに講演会 という形でやらせていただきました。その 場でいくつかお声がけをさせていただい て、各施設の職員さん向けには出前講座で やらせていただきますとお話したところ、 花畑あかしあ園から声がかかりました。職 員さん向けには講演会ではなく、簡単な制

度の説明をした上で、各職員の方が関わっ ている利用者さんの中で成年後見制度や権 利擁護支援が必要な方はいらっしゃいます かという問いかけをして、個人ワークをし ていただき、それをもとにグループワーク をやっていただきました。日常的に色々な 情報交換や利用者さんについての話し合い はするそうですが、一つのテーマでグルー プワークをするということはあまり無い機 会だったということで、非常におもしろか ったという感想をいただきました。また、 制度は一回の説明ではわからないという話 が改めてあって、これは何回も繰り返し聞 いていかないと理解できないということが わかったというお話もいただきました。現 在、大谷田就労支援センターよりお声がけ をいただき日程調整を図っているとことで すが、このほかにも複数の施設からお声が けいただいています。

2つ目、成年後見制度を考える学習会と いうことで、1月12日に行いました。こ れも去年の7~8月に、あだちの里のサー ビス管理責任者向けに成年後見制度の利用 に関するアンケートを取りました。皆さん が関わっていらっしゃる利用者さんの中 で、制度利用が必要だと思う方はいらっし やいますかというアンケートを取ったとこ ろ、必要だと思う方やご家族がいますとい う話が結構な数ありました。それを受け て、サビ管や、あだちの里に入って10年 目以上の職員さんを対象にお話しをさせて いただきました。これも先ほど花畑あかし あ園でやったものと同じ形で、前段のとこ ろは山本部会長が権利擁護センターの課長 としてご講義いただいて、その後、自分の 担当している人の中でという個人ワークを していただき、それを皆さんで分かち合う という形でグループワークをしていただき ました。20名くらいの方に参加していた だきました。この行先としては、できれば 実際の利用につなげていきたいと思ってい ます。実はこのグループワークで挙がった 1ケースは既に今月権利擁護センターにつ ながりました。親族申立てという形で、権 利擁護センターと一緒に申立て準備をやっ ているところですので、その1ケースにつ いては、成果があったと感じています。こ のほか、今回の研修を受けて皆さんの中で 実際につなげたいケースはありますかとい

うことを法人に対して投げかけたところ、 5~6件はあるかなというお話がありました。実際に私たちと相談をしながら、その中で親族申立てができそうなケースは権利擁護センターにつないだり、身内の方がいらっしゃらないケースは区長申立ても含めて考えていこうと打合せをしているところです。

知的障がいの方の場合、親御さんが今ま で育ててきているため、当然、金銭管理や 身上監護、その他生活の支援もずっとして こられているわけですが、親御さんが歳を 取ってきたタイミングで、どうしてもお子 さんを成年後見制度につなげなさいという 感じになってしまいます。去年、手をつな ぐ親の会の佐藤委員のところで、ご家族に 向けた成年後見制度の研修に私と山本部会 長も参加させていただいたのですが、特に ご高齢の親御さんの厳しいご意見で、後見 人は私たちが選びたいという感想をいただ き、やはりすごく難しいなと思いました。 そういう意味では、日々、利用者を支援し ていたり、そのご家族と接している職員さ んに成年後見の制度を理解してもらい、そ のうえで、制度につなげてもらうような働 きかけをしてもらうことが必要だと感じて います。このような形で地道に知的障がい の部門でも、引き続き利用促進に向けて取 組みを進めていこうと考えています。

○山本部会長

お話にあった1月12日のあだちの里主任クラス向けの場では、私も少し概要を説明させていただきました。持ち時間30分だったので、なかなか細かいところまで伝えきれない部分がありました。

別の話になりますが、現在、あだち区民 後見人の募集をかけており、その基礎講習 のようなものとして、司法書士の先生に対 越しいただいて、制度の概要について話話 としてもらいました。3時間かけてお話してもらったのですが、それでも概要の をかなり駆け足で説明していただ をかなり時間でいかにポイントを掴がのの た。短い時間でいかにポイントを掴がのの た。短いはなると思います。一方で、先ほど仰の 夫になると思います。一方で、先ほど仰っ 大いたように、繰り返してうした研修を実 施いただいたり、制度の概要についただいた方 機会があれば何回も参加していただいた方 が良いのかなという感じがしています。法 律の改正などで、年度ごとに取扱いが少し 変わってくることもありますので、常に最 新の情報を説明できるような体制をこちら も取っていきたいと思います。権利擁護センターは中核機関という形で、申立て一 かた相談だけでなく、啓発も役割の一つで す。そのような機会があれば、ぜひを相談いただければと思いま す。権利擁護センターの受付は月~金曜 の9時~17時まで、電話、来所、訪問、いずれの形でもやっていますので、ぜひご 活用ください。

精神障がい者への取組みと知的障がい者 への取組みについて、それぞれご報告をい ただきましたが、ご質問等はありますでし ようか。

○佐藤委員

手をつなぐ親の会の佐藤です。

うちの会員さんで、ご高齢で足も悪く、でも子どもに障がいがあって心配だから成年後見人を考えたいと言われた方がいて、権利擁護センターへ電話をしたら自宅まで行きますよと言ってもらえたそうです。北千住まで行くことが大変な方もたくさんいて、個別訪問してもらえてとても助かったと仰っていたので、そこをもっとPRしたら良いと思います。

○山本部会長

高齢であったりする場合で、なかなか北 千住の権利擁護センターまでお越しいただ くことが大変だということであれば、お電 話いただければ、相談員がご自宅までお伺 いします。ご相談しながら申立てに向けて 進めさせていただきます。是非ご相談くだ さい。

以上をもちまして、予定されていた議事 は終了しましたので、進行を事務局へお返 しいたします。

3 事務連絡

○小川事務局員

皆さま、色々なご意見をいただきまして、ありがとうございました。

開会の時に不在でした障がい福祉課長の 日吉からご挨拶させていただきます。

○日吉委員

障がい福祉課長の日吉です。本日は他の 所用により30分ほど遅刻をしてしまい大 変申し訳ありませんでした。

本日は権利擁護や差別解消ということを 話し合っていただきました。今年度の権利 擁護部会は今回が最後ですが、来年度に向 けて、福祉部では組織を大きく動かすよう な形になります。福祉まるごと相談課とい う、どこに相談したら良いかわからないよ うな方の相談を受け付ける、誰一人取りこ ぼさないという所管を作ります。障がい福 祉課でいうと、援護係という実際の相談を 受けているところを分離して、障がい援護 課という援護活動に特化した所管を作りま す。形から入るようになってしまいます が、組織を変えて、皆さまからのご要望や ご相談に、的確に、細かいところまで応え られるよう目指しています。来年度以降も 皆さまには引き続きご意見をいただきなが ら、我々も常により良い形を目指して努力 していきたいと思います。引き続きよろし くお願いいたします。

本日はありがとうございました。

○小川事務局員

事務局から事務連絡をさせていただきます。

本日の議事録につきましては、案ができ 次第、送らせていただきますので、ご確認 をお願いいたします。

続きまして、来年度の開催予定ということで、今年度と同じように、来年度も3回行いたいと考えています。1回目の日時はまだ決まっていませんが、7月頃を予定しています。それから秋口と年明けの1月頃に開催するイメージでいます。場所はこの障がい福祉センターあしすとを予定しています。

来期の委員委嘱や開催日時等については、改めて事務局から各委員の皆様にご相談させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の権利擁護部会を終了させていただきます。お忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございました。